

まほろば秦野通信

平成29年6月16日

秦野市市長公室広報課

タイトル	専門の相談員が一堂に会し、行政・法律合同特設相談会を開設。 ～登記・税金・年金・相続・成年後見など～
When (いつ)	7月8日(土曜日) 午前10時から4時まで(正午～午後1時は除く)
Where (どこで)	保健福祉センター(秦野市緑町16-3)
Who (だれが)	●相談を受けることができる人: 秦野市在住・在勤の人で、相続や相続税、遺言書や成年後見、金銭債務、年金、社会保険、行政上の問題などでお困りの方 ●相談員: 司法書士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・行政書士・行政相談員・技能士など。
What (なにを)	・不動産の相続、売買などの登記 ・相続税を払うか、生前贈与にするか、税額はどう変わるの? ・老後の財産管理、成年後見制度ってどんな制度ですか? ・遺族年金、厚生年金、国民年金。受給手続きがわからない。など、テレビで見たり、インターネットで調べてみたけれど、実際は何が正しいのか。なんとなく不安だけれど、誰に相談したらよいかわからない場合なども、受付時に、相談概要を伺い、適切な専門相談員、相談窓口を案内します。
How (どのように)	相談の申し込み受け付け中。各相談には定員あり。先着順
Why (なぜ)	土曜日に合同特設相談会を開催することで、平日、仕事で相談できない人や、一人で相談することが不安な人が、夫婦、家族と一緒に相談を受けることができます。また、専門相談員が一堂に会するので、相続手続き、相続税、年金手続きなど1日で複数の相談を聞くことも可能です。今回から、新たに技能士による建築相談を追加しました。家を長持ちさせるための修理の目安、点検の時期などの相談も受け付けできます。
過去の実績	相談件数 平成28年度 7月9日 73件。10月22日 60件。
今後の取り組み	今回は、10月14日(土)に開催予定。(年2回実施)
問い合わせ	市民部市民相談人権課市民相談担当 担当: 櫻田 電話0463(82)5128